

## 型式適合認定・型式部材等製造者認証（昇降機）における申請手数料

省令該当条項及び対象区分		手数料
令 136 条の 2 の 11 第二号（八）	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	<b>・型式適合認定</b> 申請 1 件（1 型式）について 77,000 円
令 136 条の 2 の 11 第二号（九）	エスカレーター	
令第 144 条の 2(一)	乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	<b>・型式部材等製造者認証</b> 申請 1 型式申請に係わる工場等 1 件について 490,000 円
令第 144 条の 2(二)	エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	

注 1) 手数料は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号、以下、「施行規則」と略記します。）に定められた金額です。（消費税はかかりません。）手数料の算定根拠は以下の国土交通省ホームページに掲載されています。

（国土交通省 HP：<http://www.mlit.go.jp/common/001035001.pdf>）

注 2) 型式部材等製造者認証の手数料については、上表のほか、複数の型式部材及び複数の工場で同一生産条件で製造する場合の料金は下記によります。

$$490,000 + (m - 1) \times 26,000 + (n - 1) \times 26,000 \text{ (円)}$$

m：型式数

n：対象工場数

注 3) 手数料の納入が遅れた場合、納入が確認されるまで認定書等の交付を保留させていただくことがありますのでご注意ください。

注 4) その他遊戯施設についても繰り返し使用する標準設計仕様等が、政令で定める構造上の基準その他技術的基準（一連の規定）に適合する型式については、型式適合認定を行います。

### 【お問い合わせ先】

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 認定評価部

TEL：03-3591-2461 / FAX：03-3591-2008

E-mail：[nintei@beec.or.jp](mailto:nintei@beec.or.jp)